

第1号議案

契約職員就業規則の変更について

(案)

所定労働日数等が通常勤務の契約職員より短い者の労働条件にかかる取り扱いを明確にするため、契約職員就業規則を別紙のとおり変更する。(適用日：平成29年12月1日)

以 上

【添付資料】

別紙：契約職員就業規則変更案新旧対照表

契約職員就業規則 変更案 新旧対照表

変更前	変更後
第1条～第15条 (略)  附則 (略)	第1条～第15条 (略)  <u>(通常勤務以外の契約職員の特則)</u> <u>第16条 第5条により就業規則第3章の規定を準用する通常勤務の契約職員より一週の所定労働日数又は一日の所定労働時間が短い契約職員については、第5条、第6条3項及び第7条の規定にかかわらず、個別に労働条件を定めるものとする。</u>  附則 (略)  <u>附則 (平成29年11月 日)</u> <u>(施行期日)</u> <u>この規程は、平成29年12月1日から施行する。</u>